

滋賀県における公益認定等に関する運用について

平成 20 年(2008 年)10 月 2 日
平成 25 年 3 月 18 日一部改正
平成 31 年 3 月 25 日一部改正
滋賀県公益認定等委員会

1 滋賀県における次に掲げるものの運用については、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会決定、平成 31 年 3 月 25 日最終改正。以下「公益認定等ガイドライン」という。）によるものとする。

（1）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益認定の基準および関連する規定

（2）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）に規定する移行認可の基準および関連する規定のうち公益目的支出計画に関するもの

2 滋賀県における公益法人認定法等への適合の基準の運用については、公益認定等ガイドラインのほか、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成 20 年 10 月 10 日内閣府公益認定等委員会決定）によるものとする。